

中頓別学園 いじめ防止基本方針

令和8年3月 改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところである。

いじめの問題は人間関係のもつれ等に起因しているため、児童生徒や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを、学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切である。

本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実と適切で迅速な対処に努める。

2 いじめ防止対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、町、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめの理解

①いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義している。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状態を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処する。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

②いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

③いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめの芽は、どの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童生徒一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

④いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

⑤いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されている。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童等が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安）。

4 いじめ防止等の取組

（１）いじめについての共通理解

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。

- 学校経営方針に、いじめ防止基本方針に関わる内容を位置付ける。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、終会、職員会議や校内研修において周知し教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校行事を節目とした良好な人間関係づくりの取組を充実させる。

（２）いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活動、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。

- 児童生徒及び保護者が不安や悩みをいつでも相談できるように保健室（養護教諭）の利用やスクールカウンセラー、関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

（３）いじめに向かわない態度・能力の育成

- 生命の尊重・思いやりの心を育む道德教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育む取組を進める。
- 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 情報モラル教育の取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。
- 縦割り活動で遊んだり、学んだりすることを通して、自分を律したり、相手を思いやる心や言動を育む異学年交流の取組を進める。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会をすべての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

（５）児童生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的に交流し合い、いじめの問題を考え、いじめの防止に資する活動に取り組む。

- 朝の挨拶の表情から相手の様子、気持ちを理解し合う環境を整えるために、児童生徒会を中心に、玄関前での朝の挨拶運動を実施する。
- 全校朝会で児童生徒会を中心とした仲良し集会（委員会活動）を通して、学級や異学年の友達と関わり合うことの楽しさを味わい、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

（６）いじめが生まれる背景と指導上の注意

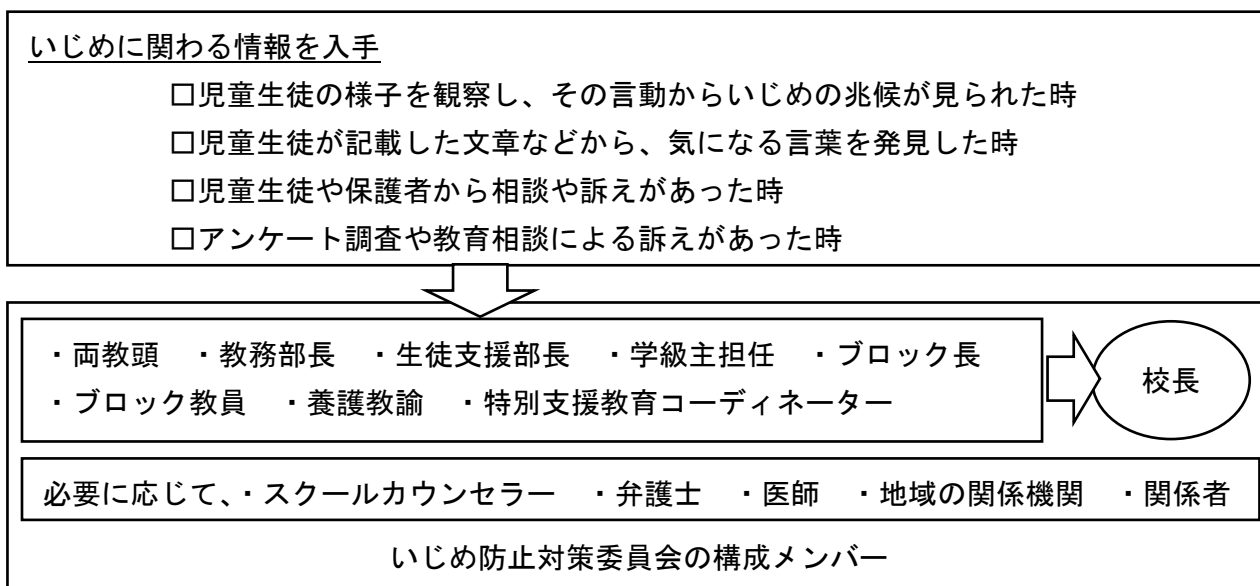
- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、学習指導と生徒指導の一体化による一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

5 いじめへの対処

(1) 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに係る情報や児童生徒の問題行動に係る情報収集と記録・共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応策の検討
(情報共有、事実関係の聴取、指導や支援体制、保護者との連携等)

(2) いじめ防止対策委員会の構成



(3) いじめの発見・通報を受けたときの対応【一人で判断せず、必ず相談・報告】

- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに組織に相談・報告する。
- 遊びや悪ふざけ、いじりなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- 個人情報、プライバシーに十分配慮する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに教育委員会、警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛を共感的に理解しつつ、事実関係の確認を迅速に行い、誠意をもって保護者に対応する。
- いじめられた児童生徒にも責任があるという認識はもたない。
- 安心して学習その他の活動にも取り組む環境を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(5) いじめを行った児童生徒への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。

- いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級やブロック全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

6 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進める。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

7 いじめ重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態に対処し、同様の事態の発生防止に資するため、「重大事態発生時対応フローチャート」に基づき、速やかで適切な方法により、事実関係を明確に調査する。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。また、教育委員会や外部機関と連携しながら、被害児童生徒及び加害児童生徒への心的ケアにあたるなど専門家からの助言を基にした対応を検討する。

8 いじめ防止等に関する機関、保護者などとの連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携し、いじめ防止等に関する取組を実施する。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。

- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）、（スクールサポーター（警察経験者））等の外部専門家を加えて対応する。

9 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努める。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

10 その他の留意事項

（１）学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組む。

（２）校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行う。また、スクールカウンセラー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努める。

（３）校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むために、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、本来担うべき職務に専念できるよう、校務の効率化を図る。

（４）地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広める。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携する。

（５）主な相談窓口

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞０１２０－３８８２－５６

＜受付時間＞毎日２４時間

◆２４時間子どもＳＯＳダイヤル（北海道教育委員会）

＜電話番号＞０１２０－０－７８３１０（なやみ言おう）

＜受付時間＞毎日２４時間

◆宗谷教育局 教育相談電話

＜電話番号＞０１６２－３３－７６３０

＜受付時間＞８：４５～１７：３０

11 早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級主任・ブロック教員・教科担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→(学級担任等)→生徒支援担当者→両教頭→校長

いじめ防止対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- 関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ防止対策委員会による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- 周囲の児童生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、児童相談所、警察等）

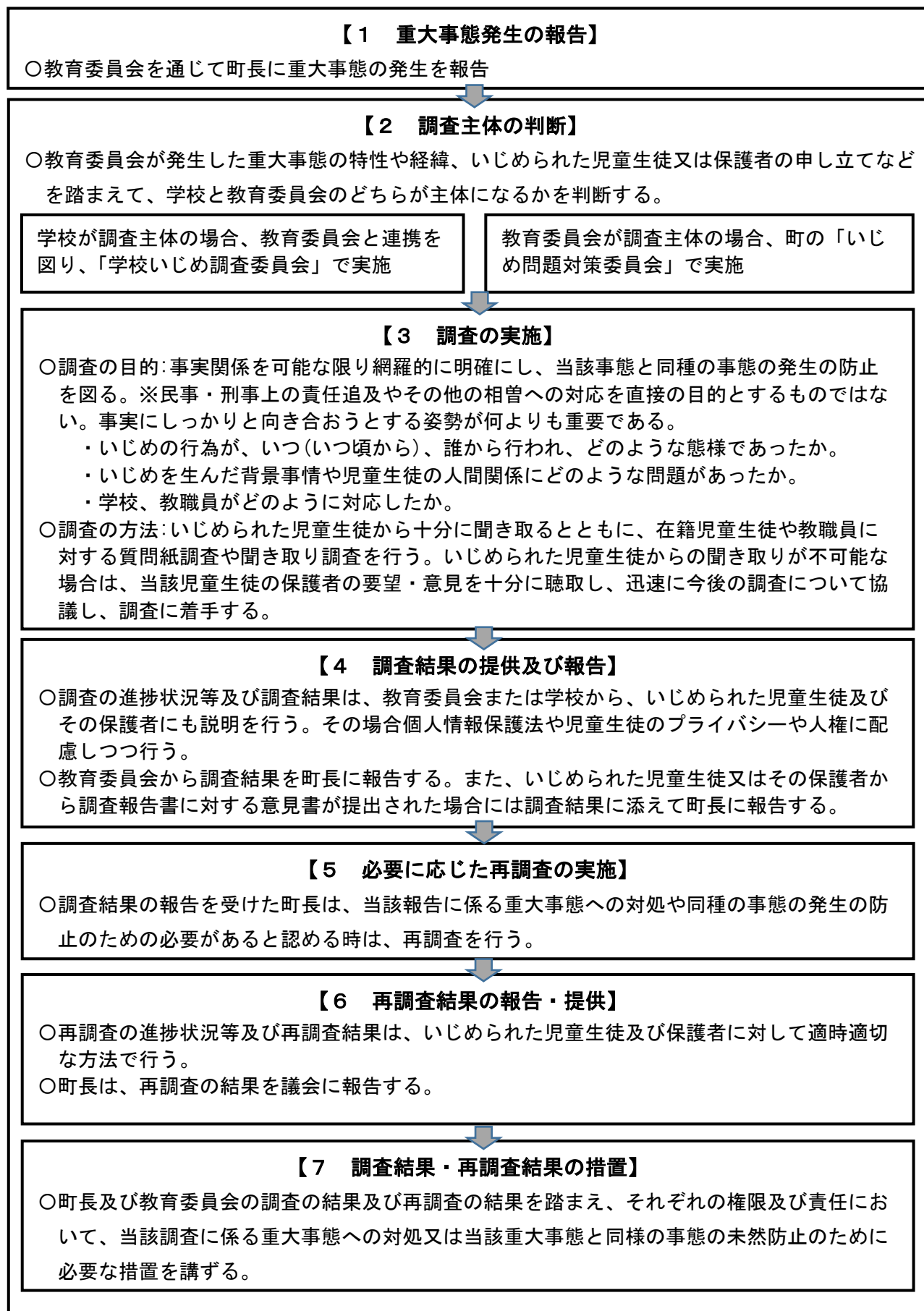
	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	□当該児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ防止対策委員会におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □事実の整理、指導方針の再確認 □スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化 □児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・ブロック経営の充実 □道徳の時間の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|---|--|

12 重大事態発生時対応フローチャート



いじめ防止対策委員会チェックリスト

中頓別学園いじめ防止対策委員会

	項 目	☑	内 容
1	委員会の構成		いじめ防止対策委員会は、複数の教職員及び専門的な知識を有する者で構成している。
2	年間指導計画への位置づけ		いじめ防止に係る年間指導計画を策定している。 例～校内研修、いじめに関わる授業、アンケート調査、教育相談
3	委員会の設定		必要に応じて委員会を設定し、実施している。
			事案発生時に委員会を開催し、取組の進捗状況や児童生徒の状況等について確認し、対応策を決定している。
4	情報収集と共有		事案発生時、教職員が誰にどのような手順で報告するかをチャート図で示し、共通理解を図っている。
			児童生徒の様子で気になることやトラブルなどについて、報告を受け、教職員間で情報を共有している。
5	いじめの認知		教職員から児童生徒の様子で気になること等が報告された場合、事実確認の方法を決定している。
			本委員会がいじめの報告を受け、事案がいじめであるかどうかについて、組織として判断している。
6	対応方針の協議		いじめの早期発見に向けた対応方針を協議している。
			事案ごとに、被害や課外の児童生徒及びその保護者に対して、誰がどのように対応するか、役割分担をして決定している。
			対応方針について、担任などが保護者に伝えとともに、保護者の意向を確認し、本委員会に報告している。
7	指導・助言		管理職が、担任などに適切に助言をしたり、相談に乗ったりしている。
			若手教員には、本委員会がきめ細かに指導・助言している。
8	記録の管理、引継		全ての事案について、本委員会で確認した共通の様式で記録を残し、他の教職員が確認できる方法で保管している。
			新年度は、担任がいじめに係る記録を確実に引き継ぐ。「気づき」による引継。卒業生も、進学先にいじめに係る記録内容を引き継ぐ。
9	学校評価の実施 「学校いじめ防止基本方針」の改訂		「学校いじめ防止基本方針」の取組について、学校評価などで成果と課題を検証している。
			評価結果を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を改定している。
			学校評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を位置付けている。

早期発見のためのチェックリスト(担任用)

年 氏名

朝・帰りのミーティング	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いている。泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童生徒の名字が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童生徒を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の児童生徒を囲むように児童生徒が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童生徒に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童生徒の分まで荷物を持たされる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れている。不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応する。
- ◆ 日常の児童生徒とのふれあいを大切にする。
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして情報共有を図るなど、学校全体で早期発見に努める。

子どもの様子チェックリスト（家庭用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年・ブロックの先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入っていないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやろうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐気分の浮き沈みが激しい。
- ☐兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐理由もなくイライラする。
- ☐食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐成績やテスト結果が急に下がる。

- ☐制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ちょっとした音に敏感になる。
- ☐友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐学校や友達的话题を避けるようになる。
- ☐持ち物への落書きがある。
- ☐衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐登校を渋る。
- ☐身体を見せたがらない。
- ☐外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう

- ☐急に誰かを罵ったりする。
- ☐かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐急に友達関係が変わる。
- ☐友達から頻繁に呼び出される。
- ☐学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐習い事を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐学校を転校したいと言い出す。
- ☐金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。